

フードサポートこうべ（食料品・生活用品の年末配布会）事業
に係る委託契約書

神戸市（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）との間で、次の表の条項及び別紙委託契約約款の条項（次の表の第5項に定める条項を除く。）により委託契約を締結する。

| | |
|---|---|
| 1 委託業務に係る委託料 （部分払、前金払又は概算払により支払うものは、その旨、その金額及び支払う時期） | 〇〇〇〇円 （うち消費税及び地方消費税相当額〇〇〇円） 契約締結後全額概算払 |
| 精算を行う場合の方法 | 乙は、委託業務終了後、30日以内に甲に事業報告及び決算報告を行う。また、委託料に残金が生じた場合には、残金を甲の請求に基づき返還する。 |
| 2 契約保証金（第3条関係） | |
| 3 委託業務の履行に係る期間又は期日（以下「委託期間等」という。） | 2023年12月13日から2024年3月31日 |
| 債務負担行為又は長期継続契約に該当する場合は、その旨 | なし |
| 4 甲が乙に対し委託業務の履行のために必要な機械器具等、設備等を提供する場合の有償・無償の別 有償の場合の金額（第18条第3項、第5項関係） | なし |
| 委託料からの控除又は納入通知書による納付の別、及び控除（納付）時期 | なし |
| 5 別紙委託契約約款のうち適用を除外する条項 | なし |
| 6 別紙委託契約約款に付加する条項 | （精算） 第43条 乙は、委託業務の完了後、甲の指定する期日までに、精算報告書を甲に提出しなければならない。 2 甲は、前項により乙から精算報告書の提出を受けた場合、第4条に基づき検査し、仕様書に基づき精算を行う。 3 乙は、前項による精算の結果、概算払を受けた委託料に余剰金を生じたときは、これを甲の定める方法により、甲の指定する期日までに、甲に返納するものとする。 |
| 7 担保期間（第13条） | なし |

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

年 月 日

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

甲 神戸市

代表者 神戸市長 ○○ ○○

印

乙

印